

熱中症防止対策の徹底

令和8年7月28日発行

～ 熱中症が連続発生しています！ ～

県内では、7月19～23日にかけて厳しい暑さが続き、仙台では5日連続で最高気温が30℃を超える猛暑日となりました。

この影響もあり、県発注工事では3件の熱中症による労働災害が発生しました。

熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍とされ、死亡者の約7割が屋外作業であり、ほとんどが初期症状の放置・対応の遅れによるものとされ、迅速に対処することが重篤化の防止につながります。

【事例1】7月20日

・朝礼中にふらついているのを同僚が発見。
意識はあり会話もできる状態であったが、身体に硬直が認められたため救急搬送された。
(WBGT値29.6度（厳重警戒）、気温32.6度、湿度64%)

【事例2】7月21日

・15時頃に休憩所で足をつっている作業員を元請社員が発見。病院へ搬送し、熱中症の診断を受けた。(WBGT値28.9度（厳重警戒）、気温32.0度、湿度61%)

【事例3】7月22日

・10時頃にしゃがんで休憩していたが意識が飛んで倒れ、近くにいた作業員に声をかけられて意識を戻した。氷で身体を冷やし、会話や歩行ができる状態まで回復したが、病院を受診。

【適切な対応例】

少しでも体調に異変を感じたら、すぐに周囲の作業員や現場代理人に申し出て、一人で行動せず、付き添いとともに行動する。また、現場代理人は作業員の休憩中は経過観察を行い、回復しない場合や症状の悪化が見られる場合は医療機関へ搬送、又は救急隊を要請する。

上記の【適切な対応例】を参考に、各現場における熱中症予防対策や緊急時の対応体制を今一度確認し、労働災害の未然防止に努めるよう周知徹底願います。